「札幌市本庁舎構内電話機及び付帯設備４」に関する質問と回答

番号	受付日	質問内容	回答内容	回答日	備考
1	令和5年12月5日	1. 契約保証金は過去の実績により免除可能か。第25条各号の一に該当しますか。 2. 賃貸借期間中の保守等の業務については契約書第9条の通り、本契約の対象外であり、受注者は保守または管理等の義務や費用負担は負わない認識で良いか。 3. 本契約が終了となった場合に、本目的物件の撤去・処分等にかかわる費用は発注者の負担とする認識で良いか。 4. 本件と同類の賃貸借契約において、歳出予算の削減または、減額により解除した事例はあるか。 5. 仕様書6作業使用について、据付、データ設定、旧物件の撤去作業及び、図面や完成図書の提出については受注者から本目的物件の売主(サプライヤー)委託することは可能か。 6. 既設物件はどこの受注者のものか。	1.入札告示及び入札説明書のとおり、札幌市契約規則第２５条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがあります。なお、入札前の個別の確認は行っておりません。 2.保守に関しては、発注者と本目的物件の売主が別途契約いたします。 3.契約満了後における機器の撤去は、本業務には含まれておりません。次期リース契約者が既設機器を受注者へ返却いたします。 4.予算の削除または減額によって賃貸借契約を解除した事例はありません。 5.受注者から本目的物件の売主(サプライヤー)委託することは可能です。 6.現在の契約業者は三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社です。	令和5年12月7日	